

令和 5 年 12 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開	会	令和5年12月19日	午後3時45分
	閉	会	令和5年12月19日	午後4時58分

2 出席委員等

前川 教育長 小畑 委員 千 委員

安岡 委員 藤本 委員 鈴鹿 委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

大路 教育次長

村山 教育監

仲井 管理部長

相馬 指導部長

高橋 管理部理事

橋長 高校改革推進室長

中村 学校教育課長

井上 保健体育課長

石崎 文化財保護課長

山本 総合教育センター所長

門脇 総務企画課主幹兼係長

久江 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

11月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について（(ア)・(イ)を一括）

(ア) 第44号議案 令和5年12月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

(イ) 第45号議案 令和5年12月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【高橋管理部理事の報告】

○ まず、最初に第44号議案から報告する。

資料は、44-1頁を御覧いただきたい。

第44号議案については、令和5年12月府議会定例会提出見込議案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案が2件あり、いずれも異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告するものである。

1件目は、「子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例制定の件」である。

資料は、44-6から44-7頁を御覧いただきたい。

近年、核家族化や地域の絆の希薄化、その他の諸情勢の変化により、子どもや子育て世代の孤独化や孤立が進んでいるほか、人口減少及び少子化は深刻さを増しているところである。

こうした状況下において、家庭での養育を基本としつつ、社会全体で子どもを育て、子育てに伴う喜びや苦勞、負担を分かち合うという、京都の子どもを育てる新たな文化を創造することにより、子どもや子育て世代を始め、全ての人のために暮らしやすい社会を実現していかなければならないという認識の下に、子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組に関する基本理念を定め、社会を構成する各主体の責務及び役割を明らかにするとともに、それらの主体の一体となった取組により、子育て環境日本一・京都の実現を図るため、条例を制定するものである。

当該条例では、第6条において学校等の役割についても定められていることから、教育委員会に対しても意見を求められた。

その学校の役割としては、①こどもが主体的に行動し、より良い社会と幸福な人生を創り出すことができる人となるような取組の実施に努めること、②子育てにおける家庭の果たす役割や妊娠・出産に関する知識等の普及に努めること、③こどもが人生設計を考える機会及び子育てを体験する機会等を通じて、家庭を築くこと、こどもを生み育てることに対する関心と理解を深められるよ

う努めること、④子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組への協力するよう努めること、とされている。

2件目は「損害賠償請求控訴事件に係る和解の件」である。

資料は、44-14から44-15頁を御覧いただきたい。

本件については、平成27年5月に発生した府立北稜高等学校自転車競技部のロード練習中の事故により、所属する生徒が下半身麻痺等の後遺障害を負ったものであり、当該生徒が原告となり、府を被告として損害賠償請求訴訟が提起されているものである。

第一審では、顧問の指導に注意義務違反があると認定されて府の一部敗訴となり、令和5年2月14日に府が控訴し、控訴審においても府に過失は無いものと主張していたが、原告が下半身麻痺等の生涯において重篤な後遺障害を受けていることを踏まえ、過失認定は免れない状況となり、裁判所から「早期解決を図り、原告に適切な保障を行うべき」として、和解提案がされた。

和解金額については、裁判所から合計9,000万円が示され、原告・被告双方の妥協点として和解内容が提案されたものであり、早期解決を図る観点からも和解案については妥当であると思料され、当該和解の受諾について本件で議決を求める内容となっている。

○ 次に、第45号議案について報告する。

資料は、45-1頁以降を御覧いただきたい。

第45号議案についても、令和5年12月府議会定例会提出見込議案（その2）のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案が2件あり、いずれも異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告するものである。

その2件については、「令和5年度京都府一般会計補正予算（第6号）」及び「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」である。

本年10月16日に行われた府人事委員会からの「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨を踏まえ、給料月額の上上げ等を実施するものであり、これに要する経費の補正と関係条例等の改正を行うものである。

【質疑応答】

○ なし

イ 第2期京都府スポーツ推進計画（仮称）の策定について

【井上保健体育課長の報告】

○ 本推進計画策定の趣旨と策定に向けた基本的な考え方について報告する。

資料は、「第2期京都府スポーツ推進計画（仮称）中間案概要」を御覧いただきたい。

計画策定の趣旨については、同資料1頁に記載しているとおり、本府では、平成26年3月に10年間を見通したスポーツ推進に関する基本計画として「京都府スポーツ推進計画」を策定しているが、今年度がその完了年となるため、同推進計画に基づき進めてきた取組の成果を踏まえ、今後の本府におけるスポーツ推進方策を明確にし、一層の推進・発展を図る必要があると考えるものであり、昨年度に実施した「府民のスポーツに関する実態調査」の結果、また、京都府スポーツ推進審議会での御意見を伺いながら、本年度内に「第2期京都府

スポーツ推進計画（仮称）」を策定することとしている。

本計画に基づいた各施策については、資料1頁の(3)「京都府民が持ちたい「スポーツごころ」の涵養」に記載のとおり、人々が日々の生活の中で持つ「よしっ!」「さあ!」「やってみよう!」という前向きで積極的な心のありようを「スポーツごころ」とした現計画の理念を継承し、その心のありようを「芽吹かせ」「広め」「深め」「高める」ことをテーマとして、施策を展開していきたいと考えている。

本計画の柱については、資料2頁の(4)「京都府独自の新たな視点「マイスタート KYOTO-SPORT-STYLE（キョウトスポーツスタイル）」」に記載のとおり、スポーツを「する」だけでなく、「みる」「ささえる」といった様々なスタートラインがスポーツと関わる「きっかけ」となるよう具体的施策を計画するとともに、その中で「マイスタート」の進捗状況を把握する目安として「スポーツ関連率」という新しい指標を設定し、その具体的施策として「スマートスポーツ」「エンジョイスports」「チャレンジスポーツ」「スポーツ環境の充実」の4つの分野に分け整理している。

その4つの分野について説明するので、資料5頁以降を御覧いただきたい。

第1章「スマートスポーツ（生涯スポーツ分野）」は、府民の誰もがライフステージやライフスタイルに応じてスポーツに親しみ、健康で元気な生活を確立しながら、スポーツを通じた地域の絆づくりを進めるというものである。

第2章「エンジョイスports（子どもスポーツ分野）」は、すべての子どもたちが安全に楽しく運動・スポーツに関わることができる環境の充実に向けた取組を進めるというものである。

第3章「チャレンジスポーツ（競技スポーツ分野）」は、ジュニア期のアスリート発掘・育成システムを確立するとともに、京都府が誇るトップアスリートの活躍や指導者育成を支援し、府民と夢や感動を共有するとともに、京都きつずと呼ばれる「京の子どもダイヤモンドプロジェクト」の充実や学校や地域に強化拠点を設けた府内各地での育成強化支援等を計画していくものである。

また、京都きつずを含めた国民スポーツ大会での男女総合成績8位以内入賞を目指す本府の競技力向上への取組については、全国的にも珍しく、全国に誇れる推進施策となっている。

第4章「スポーツ環境の充実（環境充実分野）」は、府民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」、府民一人ひとりのニーズに合ったスポーツをするための「スポーツ環境」、それらを支えるスポーツに関わる「人材」の育成や確保に向けた取組を進め、アーバンスportsやe sportsなどといった、「新しいスポーツニーズ」に対応できる環境を充実するとともに、ICTを活用したスポーツ界におけるDXの推進等の取組も計画していくものである。

以上のとおり、同資料5頁から12頁にまとめた具体的施策をもって、各分野の目標を達成したいと考えている。

最後に今後のスケジュールであるが、全体の概要を記載した1枚目の資料の下段に記載のとおり、現在実施中のパブリックコメントで府民の皆様から御意見をいただくとともに、スポーツ審議会委員の皆様の御意見も十分にお聞きした上で、最終案を取りまとめ、3月の教育委員会で報告したいと考えている。

また、配付資料には、本推進計画中間案の全文も付けており、御都合がつく際に御参照いただきたい。

【質疑応答】

○ 小畑委員

知事部局の文化生活部にはスポーツ振興課があり、そこにおいても様々な施策を推進していると思うが、教育委員会とスポーツ振興課等との連携はどうか。

また、このスポーツ推進計画案には、そうした連携による施策も載せられているのか。

○ 井上保健体育課長

本計画の策定は、知事部局のスポーツ振興課のほか、保健医療や障害者関係等の各部門と連携した上で実施している。

○ 小畑委員

そういうことであれば、本計画案はスポーツに関する京都府としての総合的な推進計画と捉える。

もう1点は、中間案の中の文章表現で気になる箇所がある。

その箇所は、2頁から3頁にかけての(6)の本府におけるスポーツの捉え方の項目の中の表現であるが、3頁の3行目から「しかし、依然として『スポーツ』のイメージには、ルールがあり、勝ち負けがあり、また自分の限界に挑戦していくような、どこか自分を追い込むようなイメージを持ち、・・・、激しい運動に苦手意識を持っていたりする方も多いと考えます。そこで本計画では・・・」と記載され、確かにスポーツでは勝ち負けにこだわり過ぎるところもあるが、「スポーツのイメージには、ルールがあり、」という表現はどうかと思う。

そもそもスポーツにはルールがあり、スポーツとルールは切り離せないものであり、そのルールに基づき、皆でスポーツを行い、達成感を味わっており、そういったことが、社会に出ても社会のルールに従っていかなければならないということにつながっていくものであり、そういうところから見れば、スポーツ教育というものは非常に大事なことである。

しかしながら、この文章表現では、スポーツにルールがあることを否定しているように捉えられ、本計画の趣旨と違っているように感じる。

○ 井上保健体育課長

先ほど、1頁(3)の「京都府民が持ちたい「スポーツどころ」の涵養」について説明し、その中で「感動」や「楽しみ」等と共に「公正」もキーワードの一つに挙げているが、これはルールを守って行うということであり、スポーツにルールがあることを決して否定はしていない。

御指摘の3頁の「スポーツのイメージには、ルールがあり、」という文章については、そのあとの「・・・のようなイメージを持ち、激しい運動に苦手意識を持っていたりする方も多いと考えます。そこで本計画では、」につなげるための表現の一例としていたが、スポーツにルールがあることを否定しているように捉えられるとの御指摘を受け、そのように捉われない表現に修正する。

○ 小畑委員

第3章において、ジュニア期のアスリート発掘・育成、京都きつずと呼ばれる「京の子どもダイヤモンドプロジェクト」の充実、育成強化等が掲げられていることについては、昨年夏にスクールミーティングで京都きつずの練習状況

等を視察したときにも感じたことであるが、こうした取組は非常に良いスポーツ教育と思っている。

こうした取組では、スポーツのみならず、人格教育、グローバル教育等、総合的な教育が行われているように感じており、このような取組は更に推進していただきたい。

○ 藤本委員

資料2頁に記載の「マイスタート KYOTO-SPORT-STYLE (キョウトスポーツスタイル)」については、スポーツを「する」だけでなく、「みる」「ささえる」といった様々なスタートラインをきっかけにスポーツとの関わりを作っていくということであり、非常に良い取組であると思う。

一方で、資料5頁及び7頁において、成人の運動・スポーツ実施率、子どもの運動習慣の目標数値が掲げられているが、こうした数値だけが前面に出ずれば、本来の目的を見失うことにもなりかねず、これはあくまで参考の目安ということをはかるように表記しておくことも必要ではないか。

○ 鈴鹿委員

藤本委員の御意見に関連するが、特に7頁の目標数値は気になる。

子どもの運動習慣やスポーツ意欲に目標数値を設けることは良いことであるが、子どもの体力に目標数値を設けて体力を強化することについては、スポーツに関わり、スポーツが好きになっていくという本計画の趣旨と相反するように見える。

確かに子どもの体力を伸ばすことは大事であるが、例えば、体力は低い、スポーツが大変好きであり、スポーツに関わっていきたいという子どももいる中で、そうした子どもが体力だけで見られ、評価が低くなることも考えられ、この項目については、本計画を策定する上で考えるべきではないか。

一方、本府におけるスポーツの捉え方の中で、eスポーツに関する記事があるが、この京都府スポーツ推進計画案にeスポーツは含まれているのか。

○ 井上保健体育課長

子どもの体力の推進指標については、国が定める目標が変わり、このような表現となっている。これまでは、「昭和60年代の体力を目指そう」というものであったが、最近、子どもたちの体力の向上が大きく変化したことにより、国が新しく目標を掲げ、C以上、いわゆる真ん中以上を多くするという推進指標となった。

しかしながら、御指摘のとおり、この施策の趣旨については、十分な説明が必要と考える。

一方のeスポーツについては、それぞれのスポーツ施設のコンセプトにおいて、eスポーツのほか、ボルダリングや、社会に開かれた障害者のための優しい施設にする等、元々の施設のコンセプトにしっかりと立ち戻り、そこで広めていくという意味で、eスポーツやアーバンスポーツについても触れている。

ウ 府立丹後郷土資料館のリニューアルについて

【石崎文化財保護課長の報告】

○ 府立丹後郷土資料館のリニューアルについて、資料に基づき、報告する。

丹後郷土資料館については、「丹後の歴史・文化の探訪と観光の拠点となる

『ミュージアム』』として、令和8年度中のリニューアルオープンを目指しているが、この度、その整備内容を固めたので、概要を報告する。

リニューアルのコンセプトは、「地域に受け継がれてきた丹後の歴史と未来との融合」である。

施設整備のポイントを説明する。

1点目に、既存の建物を存置してリノベーションするとともに、現在の本館正面に新たに「新館」を建設することとしていることである。

2点目に、新館について、地下1階、地上3階の建物で「丹後の未来が天橋立に向かって広がっていくさま」をイメージしたデザインとし、国宝や重要文化財を随時公開できる「公開承認施設」に対応する機能を備えたものとする事である。

3点目に、天橋立を真正面に望むことができる眺望を生かし、天橋立を芸術作品として鑑賞する雰囲気味わえる「コミュニティラウンジ&ホール」及び「カフェエリア」を新館に整備することである。

4点目に、ミュージアムを実現する展示室等を設置することである。

また、リニューアルに当たっては、ハード面の整備だけでなくソフト面の強化も重要と考え、新館に設置する特別展示室や多目的室等も活用し、体験学習やワークショップを充実させるほか、地域の歴史・文化から現代アートや食文化といった多彩な文化の発信、音楽会やアートイベント、マルシェなどによる活用も積極的に進め、観光面はもちろん、地域交流の場として、人と人との交流を促すこととしている。

リニューアルの推進体制については、昨年8月に就任していただいた佐々木丞平名誉館長を始め、各分野のエキスパートである5名の方々に参画いただくこととしている。

今後のスケジュールについては、令和6年度中には工事に着手し、令和8年度中のリニューアルオープンを目指しており、このリニューアルによって、丹後郷土資料館に多くの方に訪れていただくとともに、文化財のみならず、丹後の歴史・文化の魅力を広く知り、学ぶことができるミュージアムにしていきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 安岡委員

このリニューアルについては、素晴らしいことである。

その一方、例えば、この地域の府立高校の生徒が丹後郷土資料館に足を運んで、丹後の歴史・文化等を学習するといったことはあるのか。

○ 石崎文化財保護課長

出前授業という形で、特定の高校、小中学校に限らず、職員が学校に出向いて、地域の歴史や文化等の講義活動を行うほか、市町とも連携した講座活動等も実施している。

○ 安岡委員

地域の歴史等を知ることは大事なことであり、そうしたことは継続して進めていただきたい。

今後のスケジュールにおいて、本年度中に工事に着手し、令和8年度中のリニューアルオープンということであるが、この工事期間中は閉館になるのか。

○ 石崎文化財保護課長

工事期間中、館の建物は休館とするが、出前授業や市町と連携した講座等は継続して実施していく。

エ 教育職員免許状の取上げに係る聴聞について【非公開】

(4) 議決事項（ア・イを一括）

ア 第46号議案 魅力ある府立高校づくり推進基本計画の策定について

イ 第47号議案 府立高校スクール・ミッションの策定について

【橋長高校改革推進室長の説明】

○ 最初に、第46号議案、魅力ある府立高校づくり推進基本計画の策定について説明する。

本案については、先の10月定例教育委員会で中間案を報告して御意見をいただき、その後、パブリックコメント等を実施し、最終案として取りまとめたものである。

資料は、46－1頁を御覧いただきたい。

まず、1「計画の概要」から説明する。

計画策定の趣旨については、「府立高校の在り方ビジョン」に掲げる学校、学科等の配置の在り方や入学者選抜制度について、府教育委員会が取り組む改革の基本的な方針を示している。

計画期間は、ビジョンの計画期間に合わせて令和13年度までとする。

計画内容は、第1章を基本的な考え方、第2章を今後の府立高校の在り方、第3章を今後の入学者選抜の在り方としている。

続いて、2「計画の最終案」については、別添の冊子のとおりであり、概要を説明する。

資料は、46－2頁以降を御覧いただきたい。

まず、1「全日制課程の魅力化と配置等の在り方」について説明する。

(1) 普通科・普通科系専門学科については、特に多くの生徒が在籍する本府の特徴に応じた基本方針とし、社会を牽引するリーダー人材を育成する高度な学びのほか、それぞれの高校に応じた特色ある教育活動を展開し、その特色や魅力について分かりやすく情報発信するとした方針を、最終案ではより明確にしている。

(3) 京都府立大学との連携強化では、「農」「林」「食」による農林業系専門分野の教育内容を充実させるため、中核校を府立大学附属高校とし、大学との相互連携を強化する方針としている。

(4) 全日制高校の配置等の在り方では、府立高校の強みである、学習指導と部活動や学校行事等の教育活動のバランスの良い高校教育、といった要素を盛り込んだ上で、南部・北部地域の実情に応じて学校の配置や学校規模を見直す方針を示している。

続いて、4「学校施設等の整備」については、生徒や保護者を始め、多くの皆様から改善、充実を望む声が多く寄せられている。生徒が意欲をもって学びたくなる魅力ある教育環境とするため、新たに「府立高校魅力化推進施設・設

備整備基本構想」（仮称）を策定し、学校の使命や特色に応じた施設設備の充実を進める等、府立高校改革と一体的に進める方針である。

以上が、最終案で変更した主な内容である。

次に、中間案に係るパブリックコメントについては、本年10月2日から10月27日までの間に実施し、127名から288件の御意見をいただき、その主な御意見の要旨を資料46－5頁、46－6頁に示している。

今後は、環境整備と府立高校改革を一体的に進めることにより、子どもたちの夢や希望を叶える魅力ある府立高校づくりに全力で取り組んでまいりたいと考えている。

- 次は、第47号議案、府立高校における教育改革の推進に関する、府立高校スクール・ミッションの策定について説明する。

資料は、47－1頁を御覧いただきたい。

まず、1のスクール・ミッションの再定義（府教育委員会が策定）について説明する。

(1)制度趣旨については、令和3年1月の中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」においてスクール・ミッションの再定義についての言及があり、「設置者が、在籍する生徒の状況や意向・期待、各学校の歴史・伝統、現在の社会・地域の実情、将来の社会像・地域像を見据えて、各高校の存在意義、期待される社会的役割、目指すべき学校像を再定義する」こととされている。

これにより、府教育委員会においても、各府立高校のスクール・ミッションについて再定義することとし、本日、議案として諮るものである。

(2)基本的な考え方については、国による制度設計の趣旨を踏まえ、スクール・ミッションは各学校単位（学舎、分校・課程別）で策定するが、学科ごとには策定しないこととする。

また、全府立高校共通のミッションについては、同頁中段に記載のとおり、令和3年度に策定した府立高校の在り方ビジョンの「府立高校の果たすべき役割」において明記している。

(3)ミッションの構成については、各高校の存在意義や期待される社会的役割、育成する資質・能力、育成する人材像、の3項目により構成している。

続いて、2「スクール・ミッション案」については、資料47－2頁以降に各校のミッションを掲載しているので、御覧いただきたい。

【質疑応答】

- 藤本委員

魅力ある府立高校づくり推進基本計画や府立高校スクール・ミッションは、何が目的で誰に向けて策定しているものなのか。学校の教職員か、それとも受検生の保護者等に向けたものか。

- 橋長高校改革推進室長

全ての府民に向けたものである。

- 藤本委員

府民に向けたものと見た場合、この基本計画については、作成者は分かると思うが、多くの府民は、これを見たとき、この活字だけでは何が言いたいのか分かにくいと思う。

この資料だけでなく、ダイジェスト版のような、一般の府民が簡単に分かるものを作成した方が、より伝わると思う。

スクール・ミッションについても同様の意見であり、ゆっくりと読んでいけば各校が何を言いたいのか分かるが、府民への広報と捉えれば、それぞれの学校が考えたミッションを凝縮したキャッチフレーズ的なものの方が、府民や受検生に各校の特色等が伝わりやすいのではないか。

○ 橋長高校改革推進室長

本計画のダイジェスト版を作成することは考えていない。

一方、府立高校スクール・ミッションについては、各校において現在、このミッションに基づいたスクール・ポリシーというものを作成しており、それにより、各校の特色等がよく見えるようになると考えている。

○ 前川教育長

本計画については、今後、この計画に基づき地域ごとに実施計画を作成し、より分かりやすく具体的なものを示していく予定である。

○ 小畑委員

本計画は、もちろん府民に対するメッセージであるが、基本的には府教育委員会として、今後における府立高校の在り方等の指針的なものと捉えており、中身についてはこれで良いと思う。

また、この基本計画のベースとなる考え方は、これまでにこの場で議論してきたものであり、本案については、異議はなく、賛成である。

一方、府立高校スクール・ミッションについては、府教育委員会が策定するものではなく、各校が作成したものを教育委員会で議決するものと捉えてよいのか。

○ 橋長高校改革推進室長

府立高校スクール・ミッションについては、各校とやり取りをしながら、設置者である府教育委員会が策定することとなっている。

〔原案どおり可決〕

ウ 第48号議案 教育職員免許状の取上げ処分について【非公開】

エ 第49号議案 中学校教職員の懲戒処分について【非公開】

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第1号)

報告事項エ、議決事項ウ・エについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

